

令和 2 年 1 月 2 4 日

大阪市北区堂島 2 丁目 3 番 7 号

株式会社クォーク

代表取締役 尾形雄二 殿

大阪市北区西天満 4 丁目 8 番 2 号

北ビル本館 3 0 4 号室

電話 0 6 - 6 3 6 5 - 5 6 8 8

F A X 0 6 - 6 3 6 5 - 5 4 5 3

株式会社リジュベネーション 代理人

弁護士 関 根 幹 雄

同

弁護士 浦 寛 幸



ご 通 知

冠省、当職は株式会社リジュベネーション（代表取締役佐藤裕美、住所：大阪市北区末広町 3 番 1 3 号、以下「通知人会社」といいます。）の代理人として、以下のとおり、ご通知いたします。

貴社は、エステサロン「P A T O R A」を経営し、通知人会社との間で、平成 2 0 年 2 月 5 日から平成 2 3 年 6 月 1 3 日までの間、「P A T O R A 池田本店」

他合計11店舗との間で、リジュベネーション事業に関する代理店契約（以下「本件代理店契約」といいます。）を締結しておりますが、貴社が経営する「P A T O R A」のホームページにおいて、リジュベネーションコンテストで貴社がリジュベネーション施術結果として提出された写真を、あたかも、貴社が独自開発したとされる「セルラー瘦身ケア」等を利用した結果のように掲載されています。

また、通知人会社作成の「リジュベネーションマニュアル」（貴社にも配布しています）に掲載されている文言が、貴社ホームページの「P A T O R A」の紹介記事にそのまま掲載されている箇所が複数存在しています。

さらに通知人会社が貴社に提供したリジュベネーションファットレスマットを使用した施術中の写真や排出された汗の写真、施術前後の結果写真、ジェル写真、骨盤矯正写真が、貴社ホームページに掲載されており、かつ、あたかも貴社が独自開発した施術法による結果等であるかのように表示されています。

貴社と役員を同じくする株式会社 M O N N A L I のホームページ上においても、通知人会社が貴社に提供した排出された汗の写真が使用されており、通知人会社のサロンサポートページ（通知人会社のサイト）に掲載された文言が、株式会社 M O N N A L I ホームページ上に複数使用され、リジュベネーションの施術結果写真を、あたかも「B8シリーズ」（株式会社 M O N N A L I が販売しているサプリ）の実績かのように掲載されています。

このような行為は、通知人会社が貴社に教えた、リジュベネーションシステムによる施術と、貴社ないし株式会社 M O N N A L I が独自開発したとされる施術等が、同一のものであると、一般消費者に誤認混同させる行為と言え、通知人会社からすれば、重大な背信行為であり、信頼関係を破壊させる行為と考えております。また、本件代理店契約第17条2項ホに定められているとおり、貴社が通知人会社または通知人会社の関連する他の契約者の営業を妨げたり、妨げようとする行為にも該当いたします。

つきましては、通知人会社は、貴社に対し、貴社による上記重大な背信行為及び本件代理店契約第17条2項に基づき、本件代理店契約を本書の到達をもって解除させていただきます。

また、貴社及び株式会社MONNALIホームページにおいては、通知人会社のロゴ、写真（通知人会社が提供した写真のみならず、貴社撮影であってもリジューベネーションの施術による写真も含む）、通知人会社が提供した資料等に掲載されている文言、その他、リジューベネーションシステムに関するものはすべて削除するよう催告いたします。

本書到達後、10日以内に、貴社ホームページから上記の点について削除なきときは法的措置や損害賠償請求などを行う場合がありますので、あらかじめご承知ください。

なお、通知人会社と貴社との本件代理店契約の解除の効果について、仮に貴社が争うとしても、期間満了による解除の意思表示も本書において行いますので、少なくとも、各期間満了時期以降におい

て、貴社は通知人会社の代理店ではないことを念のため申し添えます。

通知人会社としては、一般消費者が誤認混同を受けるのを防止するため、本件に関する情報を、通知人会社ホームページ上にて掲載せざるを得ませんので、この点もあらかじめご承知ください。

以上



【この郵便物は令和 2 年 1 月 24 日第 94752 号
書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します
日本郵便株式会社】

